

**答 申 書**  
**(答申第19号)**  
平成18年6月2日

---

**1 審査会の結論**

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査用報償費現金出納簿及び捜査用報償費証拠書を一部開示としたことについて、実施機関が当審査会で主張を変更した後も非開示とする部分を非開示とすることは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、次のとおりである。

- ① 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（道費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するものすべて
- ② 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（道費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くものすべて

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査諸雑費に関する捜査用報償費現金出納簿及び捜査用報償費証拠書（表紙、捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書、レシート、返納決議書及び回収金領収証書。以下同じ）並びに平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査諸雑費を除く捜査用報償費現金出納簿及び捜査用報償費証拠書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

イ 平成18年2月23日に開催された当審査会の審議の場において実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち非開示情報に該当するとして当初の主張を一部変更した。

変更後の主張を整理すると、別紙2の「変更」欄に掲げるとおりとなる。審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関の主張変更に対して審査請求人から意見書等の提出はなされなかった。

当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関が主張変更後も非開示を維持している部分について、その妥当性を判断することとした。

本件諮問事案に係る審査請求は、同一人からの開示請求であり、捜査用報償費に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報をアからオの5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 捜査用報償費現金出納簿に記載されている情報のうち、「年月日」欄の月日、「摘

要」欄の支払事由、捜査員の氏名、「払」欄の支払額及び「残」欄の支払額前後の差引残高（以下「主張変更後の現金出納簿情報」という。）

(ア) 実施機関は、捜査用報償費は、犯罪捜査に即して執行されており、主張変更後の現金出納簿情報を開示した場合、個々の事件ごとの捜査状況や捜査手法が推察され、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者において対抗措置が講じられるおそれがあるほか、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得られなくなる可能性があるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

個別の執行額、執行年月日及び執行件数の変動状況と犯罪に関する報道等の情報、被疑者等が持つ犯行の具体的内容等の情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動等の繁閑さや進展状況等の動向及び協力者等を特定又は推測することが可能となり、被疑者等の逃走・罪証隠滅等の対抗措置を講じられたり、協力者等が事件関係者等から報復を受けたりするおそれがある。

具体的には、犯罪捜査や犯罪の予防活動等は警察本部単独で行うことは少なく、警察署と一体となることが通常であるが、警察本部各課と警察署の捜査費の変動状況を比較対照・分析すれば、どのような犯罪を何処の警察署が捜査し、予防活動を行っているのか、何処の地域で捜査が進展し予防活動を行っているのかといった捜査や予防活動等の手法又は体制に関することまで推知することも可能となり、捜査活動や犯罪の予防活動等の状況が明らかとなる可能性は格段に高まる。

このような情報が、その捜査の実施自体を完全に秘匿する必要がある内偵捜査を実施している段階で開示されるようなことになれば、事件関係者が警戒するばかりでなく、逃走や、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、捜査協力者が将来における情報開示に伴って自己に生じかねない報復や制裁等の不利益を懸念して、捜査員に対して従来通りの協力をすることを拒絶するおそれもあるなど、以後の捜査に重大な支障が生じることとなる。一方、ある警察署や警察本部のある所属の執行が少ない場合には、捜査や予防活動等が進展していないということが推測され、犯罪を助長するなどのおそれがある。

以上のとおり、本件情報は、特定の所属それぞれにおける月日毎の捜査費の収支の状況を明らかにする情報であり、当該所属の当該月日における捜査や予防活動等の実態が金員の出し入れの観点から明らかになることから、被疑者等が既に収集している情報をあわせることによって、当該所属における犯罪の捜査や予防活動等の具体的な手法、体制及び捜査協力者の推移を把握することが可能であり、被疑者等が対抗措置を講じることが可能となることから、非開示とした。

ウ 捜査用報償費証拠書の捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書及びレシート（以下「主張変更後の証拠書」という。）

(ア) 実施機関は、これらの文書には、犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費や捜査に関する協力、情報提供等に対する謝礼等の個別の犯罪捜査活動等の執行に係る捜査員の氏名、支出年月日、支出目的、支出額及び支出先等の情報が記載されている。これらの情報が公になると、個別の警察活動における捜査員名や協力者等が特定され、事件関係者から報復を受けるおそれがあること、また、個別の事件における捜査状況等が明らかとなり、被疑者等の事件関係者に逃亡・証拠隠滅等の対抗措置を講じられる等、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

「捜査員の氏名・印影」、「犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費（秘

匿追尾の際に入場した施設の名称・年月日及び利用した道路等の名称・年月日等)」、  
「捜査に関する協力及び情報提供等に対する謝礼(捜査協力者等の住所及び氏名、  
捜査協力者等に対する謝礼としての物品購入先・年月日及び捜査協力者等との接触  
場所の名称・接触年月日等)」等の個別の犯罪捜査活動等の捜査用報償費の執行に  
係る情報は、捜査費の具体的使途と密接に関連する個別具体的な情報であるから、  
これら捜査費の執行に係る情報を開示することにより、事件や予防活動等を現に担  
当していた捜査員の氏名や行動状況、受領者の氏名、住所、接触場所、個別の支出  
金額、執行理由等が明らかになるほか、継続的に収集すると、①受領者が捜査協  
力者等であることの確度が高まること、②事件毎における担当捜査員の氏名及び人  
数、捜査の進展状況等を把握することが可能となること、③捜査員毎の個別の執  
行金額の推移状況、運用している捜査協力者等の氏名を把握することが可能とな  
ること、④捜査協力者等に対する一般的な執行金額や、それを基準とした捜査協  
力者毎の受領金額の大小を把握することが可能となること等の具体的な捜査や予  
防活動等の情報が明らかとなり、これらの情報と被疑者等が既に所有する情報とを  
比較・分析することによって、具体的な捜査や予防活動等の手法や体制が明らか  
にされる危険性が高まり、現在及び将来の捜査や予防活動等に支障を来すおそ  
れがある。

なお、捜査協力者等の氏名や住所のみを非開示とするなど、個別の捜査や予  
防活動等に伴う捜査費の執行に係る情報を細分化して、一部開示の手法を用い  
るにしても、被疑者等が既に持ち合わせている情報と併せて比較・分析すること  
により、捜査協力者が存在すること自体が明らかとなる可能性が否定できず、  
捜査協力者の割り出しを助長し、捜査協力者が報復を受けたり、捜査協力者  
に対して虚偽の情報が提供されて捜査や予防活動等が混乱するなどの弊害を招  
く危険性があり、捜査協力者が将来における情報開示に伴って自己に生じかね  
ない報復や制裁等の不利益を懸念して、捜査員に対して従前通りの協力をす  
ることを拒絶するおそれもある。

また、捜査協力者との接触場所の店名などについても、捜査協力者の存在を  
疑い、その割り出しを用いている者が、既に収集している情報と併せて検討す  
ることによって、捜査協力者等が判明する可能性もある。

以上の理由により、非開示とした。

エ 当審査会としては、実施機関は捜査用報償費現金出納簿及び捜査用報償費証  
拠書と捜査活動の関係を具体的に示しており、それらによれば、主張変更後の  
現金出納簿情報及び主張変更後の証拠書に記載されている情報を開示した場合、  
被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件  
関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜  
査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措  
置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障  
を及ぼすおそれがあると認められる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示  
することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図  
する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じる  
おそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、当該月日に捜査員と捜査協力者  
等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又  
は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、  
捜査協力者等を秘匿しつつ警察の捜査に協力している他の協力者との信頼  
関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困  
難になると考えられる。

よって、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪の予  
防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪に関する情報を提供  
した者が特定される情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質  
的な理由であると認められる。

したがって、主張変更後の現金出納簿情報及び主張変更後の証拠書に記  
載されてい

る情報は、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、捜査費支出伺に記載されている情報のうち、「取扱者、補助者、出納簿登記の印影」及び「捜査員の勤務課署名」は、2項2号情報に該当するとは考えられないが、「取扱者、補助者、出納簿登記の印影」は、現金出納簿で開示され明らかになっていること、また、「捜査員の勤務課署名」は、審査請求人が開示請求する公文書として開示請求書に記述した情報であることから、部分開示しても開示として有意なものと言うことはできず、条例第10条第3項により部分開示すべきものとは言えない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、非開示とする情報が実質秘性の要件を充足しない場合にまで、実施機関の判断が合理性を持つと判断して許容される限度内であるとは認められず、行政文書に記載されている行為が適法であることが要求されると主張する。

イ 通常、当審査会が、開示請求の対象公文書の非開示部分の妥当性等を判断する場合、当該公文書に記録されている情報が真正のものであることを前提としているが、今回、審査請求人が本件公文書の真正性について強い疑念を表明していることから、本件公文書が真正のものであるか否かについて必要な調査を行うこととした。

最初に本件公文書について、インカメラ審理を行ったが、一見して明らかに真正のものではないと認められる公文書はなかった。

次に、実施機関の説明によると、北海道監査委員が、北海道警察の平成10年度から平成15年度までにおける捜査用報償費、旅費、食糧費及び交際費の予算執行事務について監査を行った結果をまとめた「平成16年度要求監査結果報告書」及び「平成17年度確認的監査結果報告書」においては、本件公文書に係る予算執行事務は適正に執行されたものとのことであった。

よって、当審査会は、本件公文書が真正なものであるとして、本件公文書の非開示部分の妥当性の判断を行ったものである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号1, 2）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成17年5月27日 （第1回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託</li> </ul>
平成17年7月25日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審査請求人の意見陳述</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年8月23日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年9月30日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年1月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年2月23日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査用報償費に関する現金出納簿、証拠書の開示基準表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年3月15日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年4月13日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年5月19日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年5月29日 （第11回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成18年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

## 主張変更後の開示・非開示の基準一覧

			年月日		摘 要		受		払		残		
			原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更	
捜査用 報償費 現金出納簿	平成15年4月～ 平成16年2月分	前業より繰越 次業へ繰越	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	
		資金前渡員より受	△	○	△	○	×	○	×	○	×	○	
		○月分計 累計 取扱者・補助者の印影 取扱者の異動に伴う引 継部分	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	
		支払事由、捜査員の氏 名等	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
	平成16年3月分	前業より繰越	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	
		3月分計 取扱者の異動に伴う引 継部分	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	
		累計 取扱者・補助者の印影 次業へ繰越	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		支払事由、捜査員の氏 名等	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
	平成16年4月分		原処分、変更後とも開示										
	表紙		原処分、変更後とも開示										
	検査済みの表示		原処分、変更後とも開示										

		原処分	変更	備 考
捜査用 報償費 証拠書	表紙（枚数の部分）	×	○	
	捜査費総括表	×	○	原処分のうち、平成16年4月分は開示
	捜査費支出伺	×	×	
	支払精算書	×	×	
	捜査費交付書兼支払精算書	×	×	
	支払伝票	×	×	
	領収書	×	×	
	レシート	×	×	
	返納決議書	○	○	
回収金領収書	○	○		

凡例 ○：開示、×：非開示、△：4月分のみ開示